

困ったなあに答へます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫との離婚で、慰謝料などの支払いに不信感があります…

A 今きっちりと財産分与と慰謝料の話し合いをして、生活設計を新たに立てるほうが賢明かと思います。

30代の女性。10年前に10歳年の夫と結婚し、8歳の子供がいます。夫は会社を経営し、収入も非常に高額です。その分見栄張りと言うか派手好きと言うか、車でも何でも欲しいものがあれば手当たり次第に買つてしまい、預貯金はいつもあります。そんな性格が嫌になりました。そこで、夫は好きな女性が出来て、私と別れたいと言いました。

別れてもよいのですが、金銭的なことをきつちりしてもらわないと困ります。私はこれといつた職はないし、これまでの生活水準を急に落とすこともできません。そう言うと、慰謝料書を作らねばなりません。ただ、一定額の金銭支払いなど額が確定しているものに限られるので、いつからいつまで月いくらの支払いをする旨金額額を確定しておくことが必要です。加えて、その履行を怠った場合には債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載を設けておかねばなりません（いわゆる強制執行認諾文言）。

月45万円分はいいとして、マンションのローン支払が滞った場合、債権者はローン会社なので、それこそ強制執行の対象になります。当然立退きを求められることになります。ではないにしても、もともとご主人の所有

本当にかと聞かれれば、一面では本当です。

契約の相手方が履行しない場合、普通は訴訟などによって相手の給付義務を確定しないと強制執行はできないのですが、公正証書を作つておけば、そうした手続きが不要なのです。公正証人は準裁判官と見られているのでしょうか。簡単なのでなんでもすぐに公証役場に行って公正証書を作らうとする人もいます。

ただ、一定額の金銭支払いなど額が確定しているものに限られるので、いつからいつまで月いくらの支払いをする旨金額額を確定しておくことが必要です。加えて、その履行を怠った場合には債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載を設けておかねばなりません（いわゆる強制執行認諾文言）。

月45万円分はいいとして、マンションのローン支払が滞った場合は、債権者はローン会社なので、それこそ強制執行の対象になります。当然立退きを求められることになります。ではないにしても、もともとご主人の所有



は30000万円支払う、もつとも今は手元はないので10年分割で、月25万円ではどうか。養育費は別に月20万円。また、今住んでいる夫名義のマンションについては子供が大きくなるまで住んでもらって構わない、このあとでのローンの支払い（月30万円位だと思います）は自分のほうで責任を持つて払い続けるか

らと言います。
ずいぶんと好条件だと思いまして、ただなくぶんすべて将来のことなので、履行をしてくれるかどうか心配です。と言うと、公証役場に行って公正証書を作れば大丈夫だと言いますが、彼にはこれまでだいぶ不信感もあり、本当かどうかお聞きしたいと思って伺いました。

物なので、いくら公正証書でいつまでは使用できると定めているも、賃料を支払っていないので、いざ自分たち新しい家族がどうしてもそこに住む必要があるからと立退きを求められたら、立場は弱いと言わなくてはなりません。

何よりも大事なことは、履行は早晚滞ることを覚悟しておべきだということです。ご主人の性格や生活態度に加え、額がいかんせんあまりに高額です。いくら子供がいるとはいえ、しかしせんは別れた女に、ずっと払はなければなりません（いわゆる強制執行認諾文言）。

月45万円分はいいとして、マンションのローン支払が滞った場合は、債権者はローン会社なので、それこそ強制執行の対象になります。当然立退きを求められることになります。ではないにしても、もともとご主人の所有

があれば強制執行はできますが、対象はご主人名義の預貯金、株式などに限られます（会社名義は別）。果たして実効性があるかどうか。執行される者は見える形で財産を残しておかなければなりません。
それよりは、今きっちりと財産分与と慰謝料の話し合いを調停でして、もらえるものは今もういい、もちろん養育費は子供さんが大学を卒業するまでは支払ってもらう取り決めをしたうえで、ご自身の生活設計を新たに立てるほうがよほど賢明かなと思いますけれど。